

(別紙1)申請内容変更時の対応整理表(専門家活用枠100億企業特例)

変更可否	変更項目	変更内容	変更詳細	変更事例	提出書類							
					各種変更届			見積等 (見積依頼書・見積書 ・相見積書を含む)	変更箇所の 証明書類			
					様式3 計画変更 申請書(等)	様式16 補助金 変更届	様式4 事故報告 書		住民票	履歴事項 全部 証明書		
変更可	交渉相手の情報	-	交渉相手の変更	M&Aにおける交渉相手(売り手候補先)の変更	売り手候補先Aと交渉していたが、交渉が決裂したため、売り手候補先Bとの交渉を進める、等	●					●※1	
	専門家の情報	-	専門家(FA・仲介業者)の変更	専門家(FA・仲介業者)の変更 ※M&A支援機関登録専門家の変更を想定	仲介業務に際して、専門家Aに依頼する予定であったが、専門家Bに変更する、等	●			●			
	DDの情報	-	DD専門家の変更	DDを実施する専門家の変更(A社⇒B社、無資格者⇒有資格者)	DD専門家Aに依頼する予定であったが、DD専門家Bに変更する、等のうち、変更に伴い報酬等金額が変更し、同一経費区分(委託費)における流用が生じた、等	●			●			
	申請者の情報	補助事業者	基本情報の変更	法人名の変更	-	-		●				●
				法人格の変更(但し、本補助金の中小企業者要件を満たす法人格に限る)	有限会社から株式会社への変更、等		●				●	
				屋号の変更(個人事業主の場合)	-		●					
				個人事業主による法人成(但し、本補助金の中小企業者要件を満たす法人に限る)	個人事業主による法人の設立		●				●	
		住所の変更	法人の事業者における本社所在地の変更	本社所在地の移転		●				●		
			個人事業主の事業者における住所の変更	住所の変更		●			●			
		代表者の変更	法人の事業者における代表者変更	退任等による代表者の変更		●				●		
			法人の事業者における代表者氏名の変更(改名)	婚姻等による氏名の変更		●				●		
			個人事業主の事業者における代表者氏名の変更(改名)	婚姻等による氏名の変更		●			●			
		補助対象経費	委託費内の振替(10%以内の流用を除く)	申請時の補助対象経費のうち、委託費における内訳の振替(委託費内の費目の追加、変更を含む)	委託費で当初予定しなかった書類作成に係る弁護士費用を追加する、等		●			●		
他の経費区分への振替(10%以内の流用を除く)	申請時の補助対象経費における、他の経費区分への経費の振替(申請時に計上されていない経費区分の新設を含む)		専門家費用を計画し謝金としていたが、委託費に変更する、等		●			●				
連絡先	連絡先の変更	補助事業者の連絡先情報の変更	連絡先担当者(氏名、メールアドレス等)を変更、連絡先の電話番号を変更、等		●							
変更不可	申請者の情報	補助事業者	補助事業者の変更	「補助事業者としての権利」の他者への譲渡(地位を承継する場合を除く)	親会社から子会社への補助事業者変更、子会社Aから子会社Bへの補助事業者変更、等			●				
			補助事業者の地位承継	法人での合併等における、中小企業の定義に該当しない者への地位の承継(株主の変更により、補助事業者の要件である中小企業者等の要件を満たさなくなる場合を含む)	グループ内統合等で補助事業者の地位を中小企業の定義に該当しない法人に承継する、等			●				
			代表者の変更	個人事業主の事業者における代表者の変更	退任等による代表者の変更			●				
	支援類型	-	支援類型の変更	支援類型(100億特例から通常枠への変更を含む)の変更	100億企業特例として交付決定を受けていたものの、通常の買い手支援類型に変更する、等			●				
	補助事業実施期間	-	補助事業実施期間の変更	公募回ごとに定められた補助事業期間を超える補助事業実施期間の延長等	補助事業が補助事業期間中に完了しない場合に延長する、等 ※最終契約締結済みで、クロージングまでのスケジュールが固まっているものについては、別途ご相談ください(認められない場合もあります)			●				
	M&A形態	-	M&A形態の変更	『公募要領』で補助事業者別に規定されたM&A形態以外への変更	売り手支援型で被承継者が法人の場合にM&A形態を株式譲渡に変更する、等			●				
	申請者の情報	補助対象経費	事業費・廃業費間での振替	事業費または廃業費に属する経費の、廃業費または事業費に属する経費への振替	-			●				
	その他確認事項	-	遂行状況の変更	補助事業の継続が困難となった場合	災害等により補助事業の継続が困難となり、これ以上の事業実施を望まない場合、等			●				

※1:相見積書の提出は不要です。なお、交渉相手の変更後に見積書の内容が変わらない場合も見積書の提出をお願いします。